

「水」の景観形成推進地区の景観形成基準に対する措置状況説明書（工作物の新設等）

当該行為における景観形成に関する考え方	
記載欄	
(1) 配置	
斜面等への設置を避ける。 記載欄	
周囲の建築物や街並み、樹林等の自然資源等に配慮し、良好な景観の連続性やまとまりを損ねることのないように努める。 記載欄	
(2) 高さ・規模	
圧迫感を感じさせないよう、長大な壁面の設置は避ける。 記載欄	
河川堤防、橋や水上等からの見え方に配慮する。 記載欄	
(3) 形態・意匠・色彩	
工作物本来の機能を損ねることのない範囲で、周辺の景観との調和に配慮する。 記載欄	
建築物と一体的に建設する場合は、建築物本体の形態や意匠との調和に配慮する。 記載欄	
色彩は、計画に示す範囲内とし、周辺景観との調和を図る。 記載欄	

上記以外で特に景観に配慮した事項